

高岡市議会 4 月臨時会提出議案について

1 件数

- ・ 提案（4 月 17 日） 5 件（予算 3 件、条例 1 件、報告 1 件）

2 議案の概要（予算議案を除く。）

(1) 条例（1 件）

1 高岡市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例及び高岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

【人事課】

(趣旨・内容)

災害対策基本法等に基づき国、都道府県、他の市町村等から職員派遣を受けた場合の災害派遣手当について、技能労務職員及び上下水道局企業職員への支給の規定を整備するもの

- ・ 派遣を受けた職員（住所又は居所を離れて本市の区域内に滞在する者）に対し、次の区分に応じて手当を支給（日額）

利用施設の区分 滞在期間	公用の施設又は これに準ずる施設	その他の施設
30 日以内の期間	3,970 円	6,620 円
30 日を超え 60 日以内の期間	3,970 円	5,870 円
60 日を超える期間	3,970 円	5,140 円

- ・ 施行期日 公布の日（令和 6 年 4 月 1 日に遡及適用）

(2) 報告（１件）

1 専決処分の報告について

（高岡市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例）

（令和６年３月３０日専決）

【納税課】

（趣旨）

地方税法の改正（令和６年２月２１日公布、３月３０日公布）に伴い、高岡市市税賦課徴収条例の一部を改正したもの

（主な内容）

1 個人住民税の定額減税

令和６年度個人住民税の所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養親族１人につき１万円の定額減税を実施

2 固定資産税の負担軽減措置等

(1) 土地に係る固定資産税の負担調整措置の延長

土地の価格の変動に伴う税負担の激変を緩和するための負担調整措置を３年間延長

現 行：令和６年３月３１日まで → 改正後：令和９年３月３１日まで

(2) 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限の延長等

- ・新築住宅に係る固定資産税の減額措置（一般住宅分・長期優良住宅分）の適用期限を２年間延長

現 行：令和６年３月３１日までの間に新築された住宅について適用

改正後：令和８年３月３１日までの間に新築された住宅について適用

- ・新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の減税措置の申告について、一定の要件を満たす場合に、当該住宅の区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合でも減額措置を適用できることとする規定を新設

(3) 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例率の見直し

一定のバイオマス発電設備（出力 10,000kW 以上 20,000kW 未満の発電設備で、木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するもの）について、課税標準の特例率を次のとおり見直し

現 行：３分の２ → 改正後：７分の６

3 令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例の新設

能登半島地震の被災者の負担の軽減を図るため、震災により住宅や家財等の資産について損害が生じた場合に、令和6年度分の個人住民税（令和5年分所得）において、その損失金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例を設けるもの

4 その他条文の整理等